

# 「三重県消費者施策基本指針」(中間案)に対する パブリックコメント(意見募集)の実施結果概要(案)

## 1 意見募集期間

令和元年12月13日(金)から令和2年1月11日(土)まで

## 2 意見の募集結果

- (1) 意見提出者数                         3 名
- (2) 意見数                                 17 件
- (3) ご意見に対する対応

「意見の概要と対応状況」のとおり

※いただいたご意見等の取扱い

- ・ 本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表しません。
- ・ 類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。
- ・ ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。

## (4) 対応状況

対応区分		内容	件数
①	反映する	■最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	3件
②	反映済	■意見や提案内容がすでに反映されているもの	2件
③	参考にする	■最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	11件
④	反映又は参考にするのが困難	■県の考え方や施策の取組方向等と異なるもの ■事業主体が県以外のもの ■法令などで規定されており、県として実施できないもの	0件
⑤	その他	■質問や感想など意見以外のもの(①～④には該当しないもの)	1件

## 意見の概要と対応状況

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	第1章2 「三重県消費者 施策基本指針」 改定の視点	消費者教育に関する記載が多くあることから、「三重県民カビジョン」だけでなく、「三重県教育施策大綱」や「三重県教育ビジョン」との関係も示すべきである。	②反映済	改定の視点については、消費者施策の推進にあたり基礎となる法令等との関係を掲載しています。 消費者施策は他の様々な施策と関連するものであり、全ての施策との関係を指針において示すことは考えていません。 なお、三重県教育施策大綱や三重県教育ビジョンに示されている消費者教育の推進に関しては、主に第3章第1項1「消費者の特性・場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進」に反映していますので、ご理解ください。
2	第2章1(3) 学習指導要領の 改訂 第3章第1項1- ① 成年年齢引下げ を見据えた学校 教育等における 消費者教育の推 進	学習指導要領の改訂に伴い、各教科において体系的な消費者教育が行われるはずだが、三重県では検討が進められていないように思う。	③参考に する	改訂された学習指導要領に基づき、体系的な消費者教育が実施できるよう、各学校における取組を推進します。 また、消費者教育の推進においては、さまざまな主体が連携し、効果的な実施を図っていきます。 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
3	第2章1(4) 高度情報通信社 会の進展	高度情報通信社会への対応として、相談内容等県のデータが外部に流出しないよう、県のセキュリティを担う人材を独自に育成することが必要である。	③参考に する	情報セキュリティの重要性が増してきている中、新たな脅威に対応できるよう、適切な監視を実施するとともに、職員研修等を通じた情報セキュリティの人的対策強化に取り組んでいます。 引き続き、県のデータの外部流出を防ぐため、最新の技術動向を注視し、情報セキュリティの確保に努めていきます。 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
4	第2章2(1) 高齢化の進展	今後、インターネット等を利用する高齢者が増加するため、操作ミスや判断能力の衰えによるトラブルの増加が予想される。デイケア施設、高齢者施設での啓発等、高齢者に対する取組が必要である。	③参考に する	高齢者の消費者被害の防止については、さまざまな機会や場所を活用して、情報提供や啓発を実施します。 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
5	第2章3(1)-③ 販売方法別苦情 相談件数の推移	デジタルコンテンツによる苦情相談件数を減らすためには、販売側の義務として説明の掲載を多くするなど、容易に承認ボタンを押すことができないように、国が規制することが必要である。	③参考にする	インターネット等による通信販売に関する消費者トラブルについては、国に対して消費生活相談から得た情報の提供を行うほか、法令等の規制の改正に適切に対応していきます。 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
6	第3章第1項1 消費者の特性・ 場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進	民法改正について、冊子やインターネットによる動画配信、各種メディアを活用した啓発を行うとともに、子どもたちからの意見を聞くことが必要である。	①反映する	民法の成年年齢の引下げを見据え、若年者に対する取組の強化が求められることから、第3章第1項3-②「イ 若年者の知識と意識の向上」に追加しました。
7	第3章第1項1 消費者の特性・ 場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進	啓発活動において県民ボランティアによる啓発効果は古いと思われるため、相談員等の資格保有者等、一定の知識を持った人に登録してもらい、日常的な啓発・相談に協力してもらうことが必要である。	③参考にする	日常的に地域での啓発を担う「消費者啓発地域リーダー」の活動は、きめ細かな啓発活動として重要だと考えています。消費生活相談員等の専門家による啓発については、「消費者啓発地域リーダー」と連携しながら、県内各地域での講座等を充実するなど、取組を推進します。 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
8	第3章第1項2- ①イ 教職員の指導力 向上	研修講座とインターネット研修の視聴の推奨しか具体例には挙げられておらず、教職員の指導力の向上には不十分なのではないか。	③参考にする	教職員の指導力向上については、講座やインターネットを活用した研修の受講を推進するほか、実際の授業の実施にあたっては、専門家による青少年消費生活講座等の活用を通じて、消費生活に関する知識の向上と授業の実施方法などについての理解の促進を図っています。 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
9	第3章第1項4-①イ 環境教育との連携	三重県においては、消費者教育と環境教育の連携が不十分であり、さらなる連携強化が求められる。	③参考にする	<p>環境教育等の実施により環境問題に関心を持つことは、人や社会、環境に配慮した消費活動である倫理的消費（エシカル消費）につながるものであり、消費者教育と密接に関係するものであると考えています。</p> <p>今後とも、十分な連携のもと、消費者教育の推進に取り組んでいきます。</p> <p>ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
10	第3章第1項4-②ア 食育との連携	地域の農林水産物の消費・享受は、子どもたちの理解や見つけなおしのためだけに行われるのではなく、農林水産物の輸送に係るトラックの温室効果ガス削減や、地域経済の循環など、多岐にわたる効果がある。持続可能な地域経済といった側面のほうが基本指針としてより有意義なものとなると思う。	②反映済	第3章第1項4-②「ア 食育との連携」に記載のとおり、食育は、子どもたちだけではなく、消費者が、食への感謝の念や地産地消の推進、食品廃棄・ロスの削減などへの理解をとおして、自らの生活や地域のあり方を見つめ直す取組であり、持続可能な社会の形成に寄与するものであると位置づけています。
11	第3章第1項4-③イ 国際理解教育との連携	学校教育における効果的な国際理解教育の推進に努めるとあるが、例示がコミュニケーションの機会の提供だけである。消費者教育の観点から、東南アジアの縫製工場や北米の飼料用作物、あるいは、ヨーロッパの観光公害に関する内容など、身近にある衣食住の消費と外国との関係についての理解を深めるような取組が必要である。	①反映する	国際理解教育の推進については、さまざまな機関と連携し、子どもたちに多様な生き方、価値観、文化等に触れる機会を提供しており、第3章第1項4-③「イ 国際理解教育との連携」に追加しました。 また、人や社会、環境に配慮した消費活動である倫理的消費（エシカル消費）の普及啓発については、第3章第1項4で掲載しているところであり、消費者教育に取り組んでいきます。
12	第3章第2項5 生活関連物資の安定供給	災害時の食品等の備蓄については、公的機関での備蓄では不十分である。食物アレルギーの人もいることから、個人で日頃から備蓄できる方法や必要以上に購入せずに賢く使う方法等を案内することが必要である。食品ロスの削減にもつながる。	③参考にする	家庭における食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に関する意識の普及については、防災対策として重要な取組であると考えており、今後とも、さまざまな機会を捉えて情報提供を行っていきます。 また、県の保有する災害時備蓄食料については、賞味期限が近付いたものについて、フードバンク団体に提供するなど、食品ロスの削減に向けた取組を行っています。 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
13	第3章第3項 消費者被害の防止・救済	相談については、裁判での判例により判断が異なる場合もあること、法の解釈も一定ではないことから、精査する必要がある。	③参考にする	消費生活相談においては、法令の解釈や判例等に基づく判断も重要となることから、三重弁護士会と連携した取組を今後とも継続していきます。 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
14	第3章第3項1-④イ 外国人住民への 相談対応	外国人の相談対応については、文化の違いを理解した人にアドバイスをしてもらうことが必要である。また、外国人に対する差別的な考えをなくす取組も必要である。	③参考にする	<p>在住外国人等からの生活相談に対応するため、「みえ外国人相談サポートセンター(Mieco)」を令和元年8月に開設したことから、今後、センターの適切な運営に努めていきます。</p> <p>また、全ての地域住民がそれぞれの文化的背景を理解し、正しい人権意識に基づく差別や偏見のない環境のもとで、地域社会を一緒に築いていけるよう、多分化共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。</p> <p>ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
15	第4章1-① 消費生活に関する 消費者等の意見の 把握用語の解説 ※29「みえ・くらし のネットワーク」 について	「みえ・くらしのネットワーク」について、ネットワークとして機能するための体制・仕組み作りが必要だと思う。消費関連のシンポジウム等でのパネル展示も少なく、休眠状態の団体が多いと思う。	①反映する	<p>効果的・効率的な啓発の実施のためには、さまざまな主体による連携した取組が重要であることから、「みえ・くらしのネットワーク」における取組の推進について、第3章第1項3-②「ア 効果的な啓発活動の推進」に追加しました。</p>
16	用語の解説 ※11「消費者啓 発地域リーダー」 ※31「三重県消 費生活相談員人 材バンク」 について	一時期だけでなく、新たな若い人材を育成するために、講座を逐次開催するとともに、採用の際の条件を改善することが必要と思う。	③参考にする	<p>消費者啓発地域リーダーの養成については、毎年、県内各地域で実施しているところですが、より効果的な制度となるよう、今後とも改善を図っていきます。</p> <p>三重県消費生活相談員人材バンクについては、登録者の増加など、消費生活相談員の確保に向けより効果的な制度となるよう、今後とも改善を図っていきます。</p> <p>ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
17	NACS((公社)日 本消費生活アド バイザー・コンサル タント・相談員 協会)との関係に ついて	NACS中部支部大会に県消費生活センターの職員が出席するなど、関係の強化については嬉しく思っている。反面、三重分科会へ参加する県消費生活センターの会員が少ない。企業始め、市町の会員は多く参加している。三重分科会としては、会員の資質向上のため、勉強会や見学会を行っており、会員の出席について、県としてもバックアップをお願いする。	⑤その他	—